

乳用種雄子牛及び交雑種子牛出生確認書交付要領

制定 昭62.10.1

改正 平元.4.1 平9.4.1

平16.1.1 平18.7.10

平26.4.1 令元.10.1

令2.4.1

(目的)

第1 本会は、乳用種雄子牛及び乳用種から生産された交雑種子牛の適正な流通に資するため、また、乳用交雑種牛の適正な飼養管理に資するため、この要領により出生確認書（以下「確認書」という。）を交付する。

(対象牛)

第2 この要領で対象とする牛は、次のいずれかに該当するもの。なお、乳用種とはホルスタイン種およびホルスタイン種牛登録取扱手続第11項にある他品種のことをいう。

- (1) 本会に登録されている雌牛から生産された乳用種雄子牛。
- (2) 本会に登録されている雌牛から生産された交雑種子牛。
- (3) この要領により確認書を有する乳用交雑種雌牛から生産された乳用交雑種子牛。

(申込)

第3 申込者は本会の会員とする。

- 2 申込みは、申込牛を分娩したときの母牛の所有者又は飼養者が行うものとする。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3 確認書の交付を受けようとする者は、別記に定める必要書類を揃えて本会の支部・承認団体に提出する。

(確認書の交付)

第4 申込みの内容について本会登録委員が調査・確認したときは、別に定める方法によって確認書を申込者に交付する。

(取消)

- 第5 確認書の内容に錯誤又は虚偽等の不正の行為があったと認められたときには、その確認書を取り消す。
- 2 取り消された牛の確認書は、本会又は支部・承認団体に返送しなければならない。
 - 3 取り消しによって生じた損害については、理由のいかんにかかわらず、本会及び支部・承認団体はその責を負わない。

(料金)

第6 申込み料金は、1件につき金1,100円とする。

(施行)

第7 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

[別記]

(確認書の申込み必要書類)

1 要領第3項の3に規定する必要書類とは、次のものをいう。

(1) 出生確認申込書

(2) 出生報告カード写

(3) 以下に定める何れかの書類。但し、当該牛の血縁及び授精情報を別途受領できる場合は省略できる。

1) 種付証明書又は家畜人工授精証明書

2) 申込牛が家畜受精卵の移植によって生産された場合は、家畜受精卵証明書又は受精卵採取に関する証明書を貼り付けた移植証明書。

(確認書の発行)

2 確認書は支部・承認団体が本会名で交付し、支部・承認団体名を併記・押印する。

(確認内容の保存)

3 支部承認団体は確認書を交付した後、その内容を電子データ化して、月末締めで本会に送付するものとする。本会は、支部承認団体から報告された内容を保存する。

(取扱委託料と料金の送付)

4 この要領による支部・承認団体の取扱委託料は、別に定めるとし、本会への送金はデータ送信時とする。